

滋賀県情報公開審査会の会議概要

県民活動生活課県民情報室

滋賀県情報公開条例に基づき、下記の事項を審議するため、滋賀県情報公開審査会を開催しました。

●名称：第276回滋賀県情報公開審査会

●日時：平成31年1月22日（火）午前9時27分～午後12時31分

●場所：大津市京町四丁目1-1
県庁本館4F 4-A会議室

●議事：

1 諮問第149号（公文書一部公開決定に対する審査請求）の審議

対象公文書：滋賀県優生保護審査会関係文書

担当課：健康寿命推進課（主務課所）、健康福祉政策課（裁決担当課）

○審査請求人から意見聴取を行い、事案の審議を行った。

2 諮問第146号および第147号（公文書一部公開決定に対する審査請求）の審議

対象公文書：滋賀県優生保護審査会関係文書

担当課：健康寿命推進課（主務課所）、健康福祉政策課（裁決担当課）

○事案の審議を行った。

3 滋賀県公文書等の管理に関する条例案および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例案について

【質疑応答・意見等】

（委員） 滋賀県公文書等の管理に関する条例要綱案の文書の作成要しない場合として規定されている「処理に係る事案が軽微なもの」とは何か。

（事務局） 事後に確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくても職務上支障が生じず、かつ、当該事案が歴史的価値を有さないような場合を意味している。

（委員） 滋賀県公文書等の管理に関する条例要綱案の実施機関が定める文書管理規程の参考となる知事が別に定める基準について、審議会に意見を聴くことなく変更できる場合として規定されている「軽微な変更」とは何か。

（事務局） 所属の名称が変更された場合等、内容に関わらない形式的な変更などを意味している。

（委員） 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例要綱案の審議会に提出された資料の写しの一方当事者

への送付については、情報公開に係る審査請求の場合、一方当事者に対しても非公開とすべきものと考えているが。

(事務局) 従来から、提出される資料の中には一方当事者に対して非公開としておく必要のないものもあること、また、両当事者に対してそれぞれの主張に対する反論防御の機会を与えるため、提出資料については原則的にその写しを送付しようと考えている。非公開とすべき場合は、同条例要綱案の「その他正当な理由があるときは、この限りでない」というところで調整される。

4 その他

- 会議の公開・非公開：議事1、2に係る会議は非公開で行い、議事3に係る会議は公開で行いました。